

令和7年6月10日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
加納 康至
(公印省略)

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

本通知は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」の改正（令和7年6月1日施行）を踏まえ、国土交通省において、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（ガイドライン）が改正されたことをお知らせするものです。

主な改正内容としては、ガイドライン内で、便所、劇場等の客席および駐車場のバリアフリー化を促進するため、車椅子利用者用設置数に係る義務基準および誘導基準の見直しを踏まえた記載等がなされております。

詳細は、下記国土交通省サイトをご参照ください。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

○ 建築設計標準の掲載先（国土交通省ホームページ）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html#guideline

<担当> 大阪府医師会介護福祉課(吉田・松岡)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737